

訪問看護サービス

契 約 書

東京ふれあい医療生活協同組合
ふれあい訪問看護ステーション

訪問看護 契約書

様（以下「利用者」とします）とふれあい訪問看護ステーション（以下「事業所」とします）は、訪問看護のご利用について次のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 事業所は利用者に対し、後期高齢者医療制度、健康保険法等の関連法令のもとに、利用者が居宅においてその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように適正な訪問看護を提供し利用者は事業所に対してそのサービスにかかる利用料を支払うことを契約の目的とします。

（契約期間）

第2条 この契約期間は令和 年 月 日から利用者の終了意思表示されるまでの期間とします。
ただし、第6条に定める契約の終了行為があった場合は、その定める日までとします。

（訪問看護の内容）

第3条

- 1 事業所は、利用者の希望を聞き、主治医の指示書及びサービス計画書に沿って、訪問看護計画書を作成し、利用者及びその家族に説明します。
- 2 利用者は訪問看護計画書に沿って、別紙「訪問看護サービス(医療保険) 重要事項説明書」のとおりにサービスを利用します。
- 3 サービスの内容、利用回数等は利用者との合意により変更できます。(病名や状態により訪問回数に制限があります)
- 4 事業所は、利用者から訪問看護内容の変更の申し出があった場合は、第1条の規定に反するなど、変更を拒む正当な理由がない限り変更します。

（訪問看護の利用料）

第4条

- 1 利用者は関係法令に定める料金を支払います。
- 2 事業所は利用者から料金の支払いを受けた場合はその領収書を発行します。
- 3 事業所は、利用者に料金の変更がある場合は事前に説明し同意を得ます。
- 4 事業所は、関連法令等の適用を受けない訪問看護サービスがある場合は予めその利用料について説明し同意を得ます。
- 5 利用者は利用料の変更に応じられない場合は、事業所に対し文書で通知し契約を解約することができます。

（利用料の滞納）

第5条

- 1 利用者が正当な理由無く利用料を3ヶ月以上滞納した場合は、事業所は1ヶ月以内の期限を定めて督促し、なお払わないときは契約を破棄します。
- 2 事業所は前項に定める期間が満了した場合には、この契約を文章により解除することができます。

（契約終了）

第6条

- 1 利用者は、事業者に対し、5日間以上の予告期間をおいてこの契約の解約ができます。
- 2 事業所は、利用者が正当な理由無く又は故意に指定訪問看護の利用に関する指示に従わず、又は常識を逸脱する行為をなし、改善しようとししないなどの理由で、契約の目的が達せられない判断した時は1ヶ月以内の文書による予告期間をもって契約終了とします。

3 その他次のいずれかの事由に該当する場合は契約を終了します。

- ・ 利用者が死亡、入院期間が3ヶ月を超えた場合、入所又は事業の実施地域外に転出した場合
- ・ 利用者の病状の改善により、訪問看護の必要を認められなくなった場合
- ・ 事業所が正当な理由なく適切なサービスを提供しない場合
- ・ 事業所が守秘義務に反したり、常識を逸脱する行為を行った場合
- ・ その他、解約せざるを得ない状況が生じた場合

(賠償責任)

第7条 事業所は、訪問看護の提供に伴い、利用者又は家族の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は利用者に対し速やかに損害を賠償します。

(秘密保持)

第8条

- 1 事業所及びその従業員は、訪問看護を提供するうえで知り得た利用者又はその家族の秘密を守ることを義務とします。
- 2 従業員が退職後も在職中に知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じます。

(苦情対応)

第9条

- 1 事業所は、利用者又はその家族からの苦情の申し出があった場合は速やかに対応します。
- 2 事業所は利用者又はその家族が苦情申立機関に苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益、不公平な対応も致しません。

(連携)

第10条

- 1 事業所は訪問看護の提供にあたり、主治医、その他保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携を密に行います。
- 2 事業所は、当該契約の変更又は終了に際し速やかに主治医当、関係機関に連絡します。

(契約外条項)

第11条

- 1 利用者及び事業所は信義誠実を持ってこの契約を履行します。
- 2 本契約に規定のない事項については、関係法令の趣旨を尊重し、利用者及び事業所の協議に基づき定めます。

契約年月日 令和 年 月 日

事業者 東京ふれあい医療生活協同組合 代表理事 百瀬 文也

事業所 東京ふれあい医療生活協同組合 ふれあい訪問看護ステーション

<住所> 東京都北区堀船 3-31-15 ふれあいセンタービル 2F

<管理者> 小暮 和歌子 印

利用者(又は代理人)

<住所> _____

<氏名> _____ 印